

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年10月から15年1月までの期間については18万円、同年2月については13万4,000円、同年3月については10万4,000円、同年4月については14万2,000円、同年5月から同年7月までの期間については11万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を上記の額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から15年8月1日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給与支払明細書があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立事業所は、「当時、当月控除方式にて、従業員の給与から厚生年金保険料の控除を行っていた。」と供述しているところ、申立人から提出のあったA事業所における平成14年10月から15年6月までの期間に係る給与支払明細書により、14年10月から15年1月までの期間については18万円、同年2月については13万4,000円、同年3月については10万4,000円、同年

4月については14万2,000円、同年5月及び同年6月については11万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、平成15年7月分の給与支払明細書は無いが、同年分の源泉徴収票及び同年1月から同年6月までの給与支払明細書から検証したところ、同年7月については11万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認される。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出されたA事業所における平成14年10月から15年6月までの期間に係る給与支払明細書、14年及び15年分の源泉徴収票から、14年10月から15年1月までの期間については18万円、同年2月については13万4,000円、同年3月については10万4,000円、同年4月については14万2,000円、同年5月から同年7月までの期間については11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に廃業しており、事業主から申立内容について確認できる関連資料及び供述を得ることはできないが、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年1月から9年12月までの期間については32万円、10年1月から11年12月までの期間については34万円、12年1月から13年1月までの期間については36万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を上記の額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から13年1月まで
ねんきん定期便に記載されているA事業所に勤務していた時期の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と相違していた。
申立期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間のうち、平成9年12月から10年2月までの期間及び同年4月から13年1月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の所持する9年12月から10年2月までの期間及び同年4月から13年1月までの期間に係る給与支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控

除額及び報酬月額から、9年12月については32万円、10年1月及び同年2月、同年4月から11年12月までの期間については34万円、12年1月から13年1月までの期間については36万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成8年1月から9年11月までの各月及び10年3月について、申立人は、給与支払明細書を所持していないが、i) 申立人が所持する前述の給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額、ii) B市区町村発行の平成9年度から12年度までの各年度の市県民税特別徴収税通知書に記載されている申立人の給与収入(年額)及び社会保険料控除額(年額)から判断すると、8年1月から9年11月までの期間については32万円、10年3月については34万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

なお、平成8年1月から13年1月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の所持する9年12月から10年2月までの期間及び同年4月から13年1月までの期間に係る給与支払明細書並びにB市区町村発行の平成9年度から12年度までの各年度の市県民税特別徴収税通知書から確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与支払明細書及び市県民税特別徴収税通知書から確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成3年2月から7年12月までの期間については、当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる給与支払明細書等の資料は無く、オンライン記録から申立事業所は20年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認でき、当時の賃金台帳等の関係資料は保管されていない上、給与等の事務を行っていたとする事業主も死亡しており、当時の厚生年金保険料控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年6月から同年9月までの期間については16万円、6年9月から7年5月までの期間については17万円、同年6月から8年5月までの期間については19万円、同年6月から9年8月までの期間については20万円、同年9月から10年9月までの期間については22万円、12年6月から同年10月までの期間については38万円、同年11月については44万円、同年12月については41万円、13年1月については44万円、同年2月については38万円、同年3月については44万円、同年4月から14年3月までの期間については53万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を上記の額に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間における上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月16日から15年6月15日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給与支払明細書があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることか

ら、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立事業所は、「当時、当月控除方式にて、従業員の給与から厚生年金保険料の控除を行っていた。」と供述しているところ、申立人から提出のあったA事業所における平成5年6月、同年7月及び同年9月、6年9月から7年4月までの期間、同年6月、同年8月から9年1月までの期間、同年3月から同年6月までの期間、同年8月から同年12月までの期間、10年2月から同年7月までの期間、同年9月及び12年6月から14年3月までの期間に係る給与支払明細書により、申立期間のうち平成5年6月、同年7月及び同年9月については16万円、6年9月から7年4月までの期間については17万円、同年6月については19万円、同年8月から8年5月までの期間については19万円、同年6月から9年1月までの期間については20万円、同年3月から同年6月までの期間については20万円、同年8月については20万円、同年9月から同年12月までの期間については22万円、10年2月から同年7月までの期間については22万円、同年9月については22万円、12年6月から同年10月までの期間については38万円、同年11月については44万円、同年12月については41万円、13年1月については44万円、同年2月については38万円、同年3月については44万円、同年4月から14年3月までの期間については53万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、平成5年8月、7年5月、同年7月、9年2月、同年7月、10年1月及び同年8月に係る給与支払明細書は無いが、申立人から提出された当該月の前後の月分の給与支払明細書から判断すると、5年8月については16万円、7年5月については17万円、同年7月については19万円、9年2月及び同年7月については20万円、10年1月及び同年8月については22万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出されたA事業所における平成5年6月、同年7月及び同年9月、6年9月から7年4月までの期間、同年6月、同年8月から9年1月までの期間、同年3月から同年6月までの期間、同年8月から同年12月までの期間、10年2月から同年7月までの期間、同年9月及び12年6月から14年3月までの期間に係る給与支払明細書並びに4年及び8年から13年までの期間に係る源泉徴収票から判断すると、申立期間のうち、平成5年6月から同年9月までの期間については16万円、6年9月から7年5月までの期間については17万円、同年6月から8年5月までの期間については19万円、同年6月から9年8月までの期間については20万円、同年9月から10年9月までの期間については22万円、12年6月から同年10

月までの期間については 38 万円、同年 11 月については 44 万円、同年 12 月については 41 万円、13 年 1 月については 44 万円、同年 2 月については 38 万円、同年 3 月については 44 万円、同年 4 月から 14 年 3 月までの期間については 53 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に廃業しており、事業主から申立内容について確認できる関連資料及び供述を得ることはできないが、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁（当時）の記録にある標準報酬月額が長期間にわたって一致していないことから、事業主は、給与支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、平成 4 年 3 月から 5 年 5 月までの期間、同年 10 月から 6 年 8 月までの期間、10 年 10 月から 12 年 5 月までの期間及び 14 年 4 月から同年 10 月までの期間については、申立人から提出のあった給与支払明細書（4 年 3 月から 5 年 5 月までの期間、同年 10 月から 6 年 2 月までの期間、同年 7 月、10 年 10 月から 11 年 4 月までの期間、同年 8 月から 12 年 5 月までの期間、14 年 4 月から同年 10 月までの期間）において確認できる厚生年金保険料控除額が、社会保険庁の記録にある標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額より低くなっていることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成 14 年 11 月から 15 年 5 月までの期間について、申立人は、源泉徴収票等厚生年金保険料の控除について確認できる資料を所持していないことから、当該期間について、厚生年金保険の被保険者記録における標準報酬月額に見合う保険料額を超えた額の保険料が申立人の給与から控除されていることを確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成 4 年 3 月から 5 年 5 月までの期間、同年 10 月から 6 年 8 月までの期間、10 年 10 月から 12 年 5 月までの期間及び 14 年 4 月から 15 年 5 月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月5日から同年8月30日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を20年4月5日に、資格喪失日に係る記録を同年8月30日とし、当該期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月から同年8月まで

申立期間当時、私は、学徒動員としてA事業所で勤務していた。同じ学徒動員として同社で勤務していた同僚に厚生年金保険の記録があるのに、私の申立期間の記録が無いのは納得できない。

調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のB校在学中から昭和20年6月の農繁期までの期間において、A事業所に勤務していたとしている。申立人の供述の中で、同事業所へは皆で一緒に赴任したこと、同年3月ごろ、B校の卒業式に出席するため一時帰郷したこと及び同年6月末に農繁期を理由に休暇を取得して再び帰郷したことなど具体的に説明されており、その内容は、同時期に同事業所に勤務した同僚の供述と一致していることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、同年1月から同年3月までの期間において同事業所に勤労働員学徒として勤務していたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和20年4月5日から同年8月30日までの期間については、申立人と同様にB校出身で、申立人と同時期に同じ業務に従事していたとする同僚4人全員に当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年

4月5日から同年8月30日までの期間の厚生年金保険料について事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人の同僚に係るA事業所における昭和20年4月から同年8月までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、30円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業しており、当時の事業主等の居所も不明であることから確認できないが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和20年1月から同年3月までの期間については、学徒の勤労働員が通年化された後の19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）に明文化されているところ、申立人が記憶するB校出身の同僚3人全員について当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立事業所は既に廃業し、当時の事業主等の所在も不明であることなどから、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる人事記録等の関係資料や供述が得られない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島国民年金 事案509

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から49年6月まで
国民年金については、夫から加入手続をするように勧められたため、昭和47年に私自身がA市区町村へ行き、加入手続を行った。
また、加入手続を行った際、二つ払い出されていた厚生年金保険被保険者番号を一つに統合した記憶もある。
その後、申立期間の国民年金保険料について、夫の保険料と合わせて、集金に来てくれていたA市区町村の職員を通じて納付したはずである。
申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和47年に産まれた長男の3か月検診のころに国民年金の加入手続及び厚生年金保険手帳記号番号の統合手続を行った。」と主張しているところ、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して払い出された二つの厚生年金保険手帳記号番号が、昭和50年9月20日に統合されていることが確認できるとともに、被保険者台帳管理簿等において、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年9月以降に払い出されたものと推認でき、当該時点においては、申立期間のうち、48年6月以前の保険料は、時効により納付できない期間であり、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、被保険者台帳及びA市区町村が保管する検認記録によると、申立人の申立期間直後の昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料は、51年9月14日に過年度納付されているところ、申立人の夫の当該期間に係る保険料は前納等されていることが確認できるとともに、A市区町村は、「国民年金保険料領収書綴（昭和48年7月10日交付及び昭和48年8月10日

交付)を確認しても、申立人の夫の国民年金領収書原簿は確認できるが、申立人については確認できないことから、昭和48年当時、夫婦の国民年金保険料について同一集金人による収納はされていないと推測する。」としていることから、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたとする申立人の主張には不自然さが見られる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案510

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は、夫の勧めで国民年金に任意加入して以降、申立期間を含めて国民年金保険料はすべて前納した。

しかし、記録では、昭和59年4月28日に資格喪失手続が行われ、一部保険料が還付されており、申立期間はすべて未加入期間とされている。

確認の上、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和59年4月及び同年5月については、社会保険庁(当時)及びA市区町村の保管する国民年金被保険者台帳のいずれにおいても、当該期間の国民年金保険料についてはいったん納付されたものの、申立人が同年4月28日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を喪失したことに伴い、当該保険料が還付された内容が還付対象期間及び還付金額ともに明確に記載されており、この記載に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和59年6月から61年3月までの期間については、同市の国民年金被保険者台帳等によると、申立人が申立期間直前の昭和56年度から58年度の国民年金保険料については、各年度、前納していることは確認できるものの、前述のとおり、59年4月28日付けの資格喪失に伴い、同年4月及び同年5月の国民年金保険料が還付されていることなど、同年6月以降の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、60年度に係る国民年金保険料納付書が申立人へ送付されたとは考え難く、「A市区町村に転入した後、申立期間を含めて、国民年金保険料はすべて前納していた」とする申立人の主張と矛盾している。

さらに、申立人が申立期間のうち昭和59年6月から61年3月に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案511

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から40年9月まで

私は、昭和39年12月に勤めていた会社を辞めてA市区町村（現在は、B市区町村）の実家に帰ってきたが、そのころ、父親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたことを覚えている。

未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年12月に勤めていた会社を退職後、実家に戻ってきた際に、国民年金の加入手続を申立人の父親が行ったとしているところ、オンライン記録及び被保険者台帳並びにA市区町村の被保険者名簿によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、昭和52年1月1日であることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳においても初めて国民年金の被保険者となった日として、「昭和52年1月1日」と記載されていることから、申立期間は国民年金未加入期間であり、保険料の納付ができなかったものと考えられ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料納付等を行ったとする申立人の父親は既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案390

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月26日から60年3月1日まで

私は、昭和56年10月にA事業所に入社した後、同事業所が新たに経営を始めた販売部門であるB事業所の店長として約4年間勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録は1か月しか確認できない。申立期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の役員及び同僚の供述により、申立人が、勤務期間の終期を特定することはできないものの、昭和56年10月にA事業所に入社した後、同年11月以降の期間においても申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、申立人と同種の配属先で勤務していた同僚は、「私が申立事業所に入社した時期より、厚生年金保険被保険者の資格を取得した時期は約2年遅れているが、経理事務担当者から社会保険の加入について希望を聞かれ、加入を希望した経緯を記憶している。当時、社会保険への加入を希望しない従業員も多くいた。」と供述しており、当時、申立人が配属された部署の上司及び経理事務担当者は、「申立期間当時は、従業員の出入りが激しく、すべて社会保険に加入させる状況ではなかった。従業員の希望等により厚生年金保険に加入させないこともあった。」と供述していることなどから判断すると、申立事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が、申立事業所において、昭和56年10月8日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月26日付けで資格を喪失しているところ、同年10月29日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した前日の昭和56年10月25日に雇用保険被保険者の資格を喪失していることが確認でき、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が申立事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和56年10月8日から60年4月1日までの期間における厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の記録に、申立人の氏名等はない。

また、オンライン記録から、申立事業所は平成14年1月4日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月1日から26年1月15日まで

私は、A事業所で昭和25年6月1日から26年2月8日までの期間において勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が、確認できないことに納得できないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を最初に取得した昭和25年6月1日以降の期間において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚はいずれも、「申立人は、私より後から入社したと思う。」と供述している。

また、申立人は、その妹について、申立人より先にA事業所に入社し給与事務を担当していたと主張しているものの、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の妹は、申立人が再度厚生年金保険被保険者の資格を取得した昭和26年1月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚について、当該被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日とそれぞれが供述する入社時期が一致しないことから判断すると、A事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、前述の申立人の妹は、「厚生年金に加入していない従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と供述している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、申立人の氏名等は無く、さかのぼって記録訂正が行われた形跡も認められない。

さらに、商業登記簿謄本において、申立事業所は解散していることが確認でき、申立期間当時の役員及び社会保険事務担当者は既に死亡又は所在等が確認できないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関係資料及び供述を得ることができない上、当時の同僚から事情を聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる供述等は得られず、ほかに、申立人の給与から事業主により、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月31日から同年4月2日まで

私は、昭和53年3月から57年8月までの期間において継続してA事業所（現在は、B事業所）に勤務していた。

申立期間については、厚生年金保険から共済組合に切り替わる際、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和54年3月31日としてA事業所に届出が行われたことにより、厚生年金保険に未加入の期間と記録されているものと思われる。

申立期間も勤務していたことは間違いがないため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述及び申立事業所から提出された人事記録により、申立人が申立期間について申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所から提出された職員別給与簿により、当時、申立事業所では、翌月控除方式にて、従業員の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが推認できるところ、前述の職員別給与簿において、申立期間に係る厚生年金保険料が昭和54年4月に支払われた給与から控除されていることが認められるものの、当該給与から控除された厚生年金保険料と同額が、同年4月28日付けで申立人に返還されていることが確認できるとともに、同給与簿の備考欄には、「3月分の保険料過徴収のため返納」との記載が認められる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同じ昭和54年4月に本採用されて、共済組合に加入したとする同期二人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立人と同様、同年3月

31日となっている上、当該同僚のうち一人は、「厚生年金保険の取扱いについて事業所側から説明が無かったため詳細は分からないが、臨時職員から正規職員へ切替えが行われた際、私の厚生年金保険及び共済組合の加入記録も継続しておらず、当時、そういう取扱いをしていたものと思われる。」と供述している。

さらに、申立事業所は、「当時の関連資料を保管していないため、申立期間当時の職員の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る手続などの取扱いについては不明である。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月1日から49年1月1日まで
昭和48年1月ころ、伯父に誘われてA事業所へ就職し、B市区町村の工事現場で業務に従事した。会社から交付された健康保険証で病院に行ったことを覚えている。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所より提出のあった昭和48年1月分及び同年9月分の賃金台帳から判断すると、申立人が、申立期間のうち、少なくとも同年1月及び9月において、申立事業所の施工したB市区町村での建設工事に従事していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所は、「申立期間当時、職員及び基幹作業員のうち通年で就労する者は厚生年金保険に加入させていたが、短期雇用者については、厚生年金保険には加入させず、健康保険のみC健康保険組合に加入させていた。」と回答しており、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者からは「当時、短期雇用者は国民健康保険のみの加入で、厚生年金保険には加入していなかった。」旨回答があったところ、前述の賃金台帳において、申立人に係る厚生年金保険料控除欄は空白であり、保険料が控除された形跡は見当たらない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間を含む昭和47年12月1日から49年5月1日までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。